

別府市鶴見台地域包括支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人恵愛会が設置する別府市鶴見台地域包括支援センター（以下「事業所」という。）において実施する指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）は、要支援者が指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及びその他の介護予防に資する保健医療サービス並びに福祉サービス（以下「介護予防・生活支援サービス等」という。）の適切な利用ができるよう、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容並びにこれを担当する者等を定めた計画の作成、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を図ることを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現できるように配慮して行う。

- 2 事業は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 3 事業は、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の意見等を尊重し、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業所に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 5 事業の実施に当たっては、別府市、関係市町村、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組み等の連携に努める。
- 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 7 事業所は、指定介護予防支援事業を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。
- 8 上記のほか「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第37号。以下「基準」という。）を遵守する。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 名 称 別府市鶴見台地域包括支援センター
- (2) 所在地 別府市石垣西10丁目9-13豊ビル102

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者1名（常勤職員、看護師と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、センター職員に運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
 - (2) 地域包括支援センター職員4名（常勤職員、主任介護支援専門員、看護師、社会福祉士）（内1名管理者と兼務）
利用者等からの相談に応じ、及び利用者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に介護予防・生活支援サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業所等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
 - (3) 指定介護予防支援事業担当者1名（常勤専従職員、介護支援専門員）
介護予防・生活支援サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業所等との連絡調整を行う。
 - (4) 事務員1名（常勤職員）
必要な事務を行う。
- 2 事項第2号から第3号までに定める職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、日曜日、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定介護予防支援の提供方法及び内容)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 初回相談

相談を受ける場所は、利用者の居宅及びセンターの相談室等

(2) 課題分析の実施

(3) 介護予防支援計画書（以下「計画」という）原案の作成

(4) サービス担当者会議等の実施

サービス担当者会議の開催場所は、利用者の居宅、センターの相談室とする。

(5) 利用者に対する計画原案の説明

(6) 利用者及びサービス担当者に対する計画の交付

(7) モニタリングの実施

次の場合に、利用者の居宅を訪問し、面接を行うものとする。なお、利用者の居宅を訪問しない月については、可能な限り、指定介護予防サービス事業所を訪問して利用者と面接するとともに、面接ができない場合には、電話等により状態を把握するものとする。

ア サービス提供月から起算して3箇月に1回以上

イ サービス評価期間終了月

ウ 要支援者の状況に著しい変化があったとき

(8) 介護予防に係る効果の評価

(9) 地域ケア会議における関係者間の情報共有

(介護予防支援業務の一部の委託)

第7条 指定介護予防支援の業務のうち次の各号に定める業務について、必要に応じ、指定居宅介護支援事業者に委託するものとする。

(1) 指定介護予防支援に係る課題分析の実施

(2) 計画原案の作成

(3) サービス担当者会議の開催

(4) 利用者に対する計画原案の説明

(5) 利用者及びサービス担当者に対する計画の交付

(6) モニタリングの実施

(7) 介護予防に係る効果の評価

(8) 保険給付に係る給付管理業務

(9) 利用者及びサービス担当者等との連絡調整

(10) その他

- 2 前項の委託に当たっては、委託する指定居宅介護支援事業者に基準を遵守させるための必要な措置を講じるものとする。
- 3 第1項の委託に当たっては、委託することについて、利用者又はその家族に十分説明し同意を得るとともに、利用者又はその家族に対して、指定居宅介護支援事業者の一覧を提示し、その意向を聴取するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示の額によるものとする。(当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときには利用者負担は生じない。)

- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

事業所から片道20kmにつき 250円(実費相当)

- 3 指定介護予防支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該費用に関し事前に文書で説明した上で同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、別府市内(鶴見台圏域)とする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに別府市役所介護保険担当課・利用者の家族等に連絡を行うとともに、「別府市鶴見台地域包括支援センター事故対応マニュアル」により必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第 1 1 条 事業所は、指定介護予防支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、事業所内に窓口を設置するとともに、「別府市鶴見台地域包括支援センター苦情対応マニュアル」により、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定介護予防支援に係る利用者からの苦情に関して、別府市役所介護保険担当課若しくは国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会、別府市役所介護保険担当課から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

<苦情対応窓口>

事業所窓口	電話番号	0977-25-7722
	F A X 番号	0977-25-7773
	担当者	佐藤 千恵美
	対応時間	毎週月曜日から土曜日 (日曜日、12月31日から1月3日を除く) 午前8時30分から午後5時30分

(個人情報の保護)

第 1 2 条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 1 3 条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次のとおり必要な措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事が出来るものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者の配置。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを別府市役所介護保険担当課に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（第1号）介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該、業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

- 第15条 事業所は、事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備。
 - (3) 事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施する。

（その他運営に関する重要事項）

- 第16条 事業の社会的使命を十分認識し、常に職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。
- 2 担当職員は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。職員でなくなった場合についても同様とする。

- 3 事業所は、適切な指定（第1号）介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業所は、指定（第1号）介護予防支援の提供に関する諸記録を整備し、介護予防支援台帳については指定（第1号）介護予防支援の提供を終了した日から、その他の記録については当該記録を作成し、又は取得した日から5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人 恵愛会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

平成24年 4月 1日（第4条（2）（3）の変更）

平成24年 9月19日（第4条（4）追加）

平成25年10月 1日（第3条（1）（2）、第4条（1）（4）の変更）

平成25年12月 1日（第5条（1）の追加）

平成27年 8月 1日（第4条（3）の変更）

平成28年11月15日（第4条（3）の変更）

平成29年 2月 1日（第4条（2）の変更）

平成29年 3月 1日（第4条（2）の変更）

平成29年 3月21日（第4条（2）の変更）

平成29年 4月17日（第4条（2）の変更）

平成29年11月 1日（第5条（2）の変更）

平成30年 1月 1日（第4条（2）の変更）

平成30年 3月19日（第4条（2）の変更）

令和 元年 8月 1日（第4条（1）（3）の変更）

令和 元年10月 1日（第4条（3）の変更）

令和 元年12月 1日（第13条3の追加）

令和 6年 4月 1日（第13条から第15条の追加）

令和 7年 1月 1日（第 4条（1）の変更）